**別紙１**

**幼稚園（教育標準時間認定１号）**

**自　主　点　検　表**

【施設名：　　　　　　　　　　】 　　　　　　　　 　記入者：職　　　　　氏名

《公定価格の算定》

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|   | 項　目 | 自　主　点　検　事　項 | 評　価 | 根拠法令等 | 確認書類等 |
| **Ⅰ　地域区分等**１．地域区分（①） ２．定員区分（②）３．認定区分 （③）４．年齢区分（④）**Ⅱ　基本部分**１．基本分単価（⑤）**Ⅲ　基本加算部分**１．処遇改善等加算Ⅰ（⑥,㉕）２．副園長・教頭配置加算（⑦）３．３歳児配置改善加算（⑧）４.４歳以上児配置改善加算（⑨）５．満３歳児対応加配加算（⑩又は⑩’）６．講師配置加算（⑪）７．チーム保育加配加算（⑫）８．通園送迎加算（⑬）９．給食実施加算 （⑭又は⑭’）１０．外部監査費加算（⑮）１１．副食費徴収免除加算（⑯）**Ⅳ　加減調整部分** １．年齢別配置基準を下回る場合（⑰)**Ⅴ　乗除調整部分** １．定員を恒常的に超過する場合（⑱）**Ⅵ　特定加算部分**１．主幹教諭等専任加算（⑲）２．子育て支援活動費加算 （⑳）３．療育支援加算 （㉑）４．事務職員配置加算（㉒）５．指導充実加配加算（㉓）６．事務負担対応加配加算（㉔）７．冷暖房費加算（㉖）８．施設関係者評価加算（㉗）９．除雪費加算（㉘）10．降灰除去費加算（㉙）11．施設機能強化推進費加算（㉚）12．小学校接続加算（㉛）13．栄養管理加算（㉜）14．第三者評価受審加算（㉝） | 利用する施設が所在する市町村ごとに定められた平27府告示49別表第一による区分が適用されているか。利用する施設の利用定員の総和に応じた区分が適用されているか。　利用子どもの認定区分に応じた区分が適用されているか。　利用子どもの満年齢に応じた区分が適用されているか。　年度の初日の前日における満年齢に基づき区分した場合に、年齢区分が異なる場合は、適用される年齢区分における基本分単価（⑤）、処遇改善等加算（区分１及び区分２）（⑥）及び３歳児配置改善加算（⑧）の単価について、それぞれの「月額調整」欄に定める額に置き替えて適用されているか。（１）地域区分（①）、定員区分（②）、 認定区分（③）、年齢区分（④）（以下「地域区分等」）に応じて定められた額とされているか。（２）基本分単価に含まれる職員構成は 次の（ア）から（ウ）までのとおりであり、これらが充足されているか。　（ア）園長　（イ）教員（教諭）　　　基本分単価における必要教員数（園長及び幼稚園設置基準第５条第３項に規定する教員を除く。）は以下のⅰとⅱを合計した数としているか。ⅰ　年齢別配置基準４歳以上児30人につき１人、３歳児及び満３歳児20人につき１人（注）ここでいう「４歳以上児」及び「３歳児」とは、年度の初日の前日における満年齢によるものであること。　　　　　また、「満３歳児」とは、年度の初日の前日における満年齢が２歳で、年度途中に満３歳に達し入園した者をいうこと。　　　　　また、以下の算式により必要教員数は計算されているか。 ＜算式＞　｛４歳以上児数×1/30（小数点第１位まで計算（小数点第２位以下切り捨て））｝　＋｛３歳児及び満３歳児数×1/20（同）｝＝配置基準上教員数（小数点以下四捨五入）ⅱ　学級編制調整加配　 利用定員が36人以上300人以下の施設に１人（ウ）その他ⅰ　事務職員及び非常勤事務職員（注）園長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は、配置は不要であること。ⅱ　学校医、学校歯科医及び学校薬剤師　 （注）嘱託等で可。この加算については、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について（令和７年４月１１日こ成保2967文科初第250号）」に定めるとおり、加算しているか。この加算の認定がされている場合、園長以外の教員として、次の要件を満たす副園長又は教頭を配置しており、配置人数にかかわらず同額とされているか。ⅰ 学校教育法第27条に規定する副園長又は教頭の職務をつかさどっていること。学級担任など教育・保育への従事状況は問わない。ⅱ　学校教育法施行規則第23条において準用する第20条から第22条までに該当するものとして発令を受けていること。幼稚園教諭免許状を有さない場合も含む。ⅲ　当該施設に常時勤務する者であること。ⅳ　園長が専任でない施設において、幼稚園設置基準第５条第３項に規定する教員に該当しないこと。この加算の認定がされている場合、年齢別配置基準のうち、３歳児及び満３歳児に係る教員配置基準を３歳児及び満３歳児15人につき１人により実施しているか。なお、３歳児の実人数が15人を下回る場合であっても、以下の算式による配置基準上教諭数を満たす場合は、加算が適用される。＜算式＞　 ｛４歳以上児数×1/30（小数点第１位まで計算（小数点第２位以下切り捨て））｝＋｛３歳児及び満３歳児数）×1/15（同）｝＝配置基準上教員数（小数点以下四捨五入）年齢別配置基準のうち、４歳以上に係る教諭配置基準を４歳以上児25人につき1人により実施する施設（チーム保育加配加算を算定している施設は除く。）に加算する。なお、４歳以上児の実人数が25人を下回る場合であっても、以下の算式による配置基準上教諭数を満たす場合は、加算が適用される。＜算式＞　 ｛４歳以上児数×1/25（小数点第１位まで計算（小数点第２位以下切り捨て））｝＋｛３歳児及び満３歳児数）×1/20（同）｝＝配置基準上教員数（小数点以下四捨五入）この加算の認定がされている場合について、（ア）３歳児配置改善加算の適用がない場合【⑩】年齢別配置基準のうち、満３歳児に係る教員配置基準を満３歳児６人につき１人（満３歳児を除いた３歳児は20人につき１人）により実施しているか。  ＜算式＞　｛４歳以上児数×1/30（小数点第１位まで計算（小数点第２位以下切り捨て））｝＋｛３歳児数（満３歳児を除く）×1/20（同）｝＋｛満３歳児×1/6（同）｝＝配置基準上教員数（小数点以下四捨五入）（イ）３歳児配置改善加算の適用がある場合【⑩’】年齢別配置基準のうち、満３歳児に係る教員配置基準を満３歳児６人につき１人（満３歳児を除いた３歳児は15人につき１人）により実施しているか。 ＜算式＞ ｛４歳以上児数×1/30（小数点第１位まで計算（小数点第２位以下切り捨て））｝＋｛３歳児数（満３歳児を除く）×1/15（同）｝＋｛満３歳児×1/6（同）｝＝配置基準上教員数（小数点以下四捨五入）この加算の認定がされている場合、基本分単価（⑤）及び他の加算等の認定に当たって求められる「必要教員数」を超えて、非常勤講師（幼稚園教諭免許状を有し、教諭等の発令を受けている者）を配置する利用定員が35人以下又は121人以上となっているか。この加算の認定がされている場合、基本分単価（⑤）及び他の加算等の認定に当たって求められる「必要教員数」を超えて、教員（幼稚園教諭の免許状を有するが教諭等の発令を受けていない教育補助者を含む。）を配置する施設において、副担任等の学級担任以外の教員を配置する、少人数の学級編制を行うなど、低年齢児を中心として小集団化したグループ教育を実施しているか。　この加算の算定上の「加配人数」は、利用定員の区分ごとの上限人数（注１）の範囲内で、「必要教員数」を超えて配置する教員数（注２）としているか。（注１）利用定員の区分ごとの上限人数45人以下：１人、46人以上150人以下：２人、151人以上240人以下：３人、241人以上270人以下：３．５人、271人以上300人以下：５人、301人以上450人以下：６人、451人以上：８人（注２）「必要教員数」を超えて配置する教員数に応じ、以下のとおり取り扱うこととする。①常勤換算人数（小数点第２位以下切り捨て、小数点第１位四捨五入前）による配置教員数から必要教員数を減じて得た員数が３人未満の場合小数点第１位を四捨五入した員数とする。　　　（例）2.3人の場合、２人② 常勤換算人数（小数点第２位以下切り捨て、小数点第１位四捨五入前）による配置教員数から必要教員数を減じて得た員数が３人以上の場合、小数点第１位が１又は２のときは小数点第１位を切り捨て、小数点第１位が３又は４のときは小数点第１位を０．５とし、小数点第１位が５以上のときは小数点第１位を切り上げて得た員数とする。 　　　（例）3.2人の場合→3人,3.4人の場合→3.5人、3.6人の場合→4人この加算の認定がされている場合、利用子どもの通園の便宜のため送迎を行っているか。　通園送迎を利用していない園児についても同額を加算し、また、長期休業期間の単価にも加算しているか。（注）送迎の実施方法（運転手を雇用して実施又は業務委託して実施等）は問わない。（１）この加算の認定がされている場合、給食を実施しているか。　　　この加算の算定上の「週当たり実施日数」 は、修業期間中の平均的な月当たり実施日 数を４（週）で除して算出（小数点第１位 を四捨五入）することとし、子ども全員に 給食を提供できる体制をとっている日を実 施日とみなすものとしているか（保護者が 弁当持参を希望するなどにより給食を利用 しない子どもがいる場合も実施日に含む）。長期休業期間の単価にも加算されているか。（２）加算額は、定員区分及び以下の給食の実施形態の別に応じて定められた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価に１の（２）で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額としているか。（ア）施設内の調理設備を使用してきめ細かに調理を行っている場合（注１）（イ）施設外で調理して施設に搬入する方法により給食を実施している場合（注２）（注１）施設の職員が調理を行っている場合のほか、安全・衛生面、栄養面、食育等の観点から施設の管理者が業務上必要な注意を果たし得るような体制及び契約内容により、調理業務を第三者に委託する場合を含む。（注２）搬入後に施設内において喫食温度まで加温し提供する場合を含む。 　この加算の認定がされている場合、幼稚園を設置する学校法人等が、当年度の幼稚園の運営に係る会計について、公認会計士又は監査法人による監査（以下「外部監査」という。）を受けているか。　外部監査の内容等については、幼稚園に係る私立学校振興助成法第14条第３項に規定する公認会計士又は監査法人の監査及びこれに準ずる公認会計士又は監査法人の監査と同等のものとされているか。（１）この加算の認定がされている場合、利用子どもの全てに副食の全てを提供する日（以下「給食実施日」）という。）（注1）があり、かつ、利用子どもである副食費徴収免除対象子ども（注２）に副食の全てを提供する日がある施設に加算されているか。（注１）副食の提供状況については保護者への意向聴取等により施設が把握している各月初日における副食の提供方法による。また、施設の都合によらずに副食の一部又は全部の提供を要しない利用子どもについては副食の全てを提供しているものと見なすものとする。（注２）以下のいずれかに該当する子どもとして、副食費の徴収が免除されることについて市町村から通知がそれた子どもとする。① 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下「特定教育・保育施設等運営基準」という。）第13条第4項第3号イの(1)又は(2)に規定する年収360万円未満相当世帯に属する教育標準時間認定子ども② 特定教育・保育施設等運営基準第13条第4項第3号ロの(1)又は(2)に規定する第3子以降の教育標準時間認定子ども③ 保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第15条の3第2項各号に規定する市町村民税を課されない者に準ずる者である教育標準時間認定子ども（２）この加算の認定がされている場合の加算額は、定められた額に、各月の給食実施日数（注）を乗じて得た額とし、副食費徴収免除対象子どもについて加算されているか。（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）。（注）20を超える場合には20とする。施設に配置する教員数が、基本分単価に含まれる職員構成教員（教諭等）で定める教員数を下回る場合、加減調整されているか。　本調整の算定上の「人数」は、必要教員数から配置教員数を減じて得た人数とされているか。直前の連続する２年度間常に利用定員を超えており（注１）、かつ、各年度の年間平均在所率（注２）が120％以上の状態にある場合、乗除調整されているか。（注１）利用定員を超えて受け入れる場合の留意事項　利用定員を超えて受け入れる場合であっても、施設の設備又は職員数が、利用定員を超えて利用する子どもを含めた利用子ども数に照らし、幼稚園設置基準及び留意事項通知等に定める基準を満たしていること。（注２）年間平均在所率　当該年度内における各月の初日の在籍子ども数の総和を各月の初日の利用定員の総和で除したものをいう。この加算の認定がされている場合、主幹教諭等（学校教育法第27条に規定する副園長、教頭、主幹教諭及び指導教諭をいう。以下同じ。）を指導計画の立案等の業務に専任させるための代替教員（非常勤講師等）を配置し、以下の事業等を複数実施しているか。なお、主幹教諭等が学級担任を兼務することは適切ではなく、代理で行う場合であっても、１月を超えて兼務が継続している場合、加算は適用されないこと。ⅰ　幼稚園型一時預かり事業（子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの（対象子どもは、事業開始月（年度当初から事業を開始する場合は４月又は５月）における平均対象事業が１人以上いること。）。）私学助成の預かり保育推進事業、幼稚園長時間預かり保育支援事業等により行う預かり保育を含む。）ⅱ　一般型一時預かり事業（子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの（対象児童は、事業開始月（年度当初から事業を開始する場合は４月又は５月）における平均対象事業が１人以上いること。）。）私学助成の子育て支援活動の推進等により行う未就園児の保育、幼稚園型一時預かり事業により行う非在園児の預かりを含む。）ⅲ　満３歳児に対する教育・保育の提供（月の初日において満３歳児が１人以上利用している月から年度を通じて加算。）ⅳ　障害児（軽度障害児を含む。）に対する教育・保育の提供（月の初日において障害児が１人以上利用している月から年度を通じて加算。）ⅴ 継続的な小学校との連携・接続に係る取組で以下の全ての要件を満たすもの（年度当初から当該取組を開始する場合は５月において計画により下記の要件を満たしていることをもって４月から当該要件を満たしているものと取り扱う。）(ｱ) 小学校との連携・接続に関する業務分掌を明確にしていること。(ｲ) 授業・行事、研究会・研修等の小学校との子ども及び教職員との交流活動を年度を通じて複数回実施していること。(ｳ) 小学校と協働して、５歳児から小学校1年生の２年間（２年以上を含む）のカリキュラムを編成•実施していること（小学校との継続的な協議会の開催等により具体的な編成に着手していると認められる場合を含む）。ⅵ 群馬県及び前橋市の教育委員会又は幼児教育センターなど幼児教育施設に対して幼児教育の内容・指導方法等の指導助言等を行う部局、あるいは幼児教育アドバイザーなど地方自治体に所属して幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験に基づき幼児教育に関する指導助言等を行う者と連携して、園内研修を企画・実施していること。ⅶ 災害等により、教育・保育が提供できない場合に、教育・保育を必要とするエッセンシャルワーカーである保護者に対する連絡、被災状況の把握、勤務状況に応じたこどもの預かりに関する相談及び代替保育先や預かり先の確保に向けた行政や関係機関との連携等を行うために必要となる緊急時の対応の具体的内容及び手順、職員の役割分担、避難訓練計画等に関するマニュアル等の整備並びに原則月1回の研修・訓練の実施等を行う取組を実施していること。この加算の認定がされている場合、主幹教諭等専任加算（⑲）の対象施設において、保護者や地域住民からの育児相談、地域の子育て支援活動等に取り組んでいるか。この加算の認定がされている場合、主幹教諭等専任加算（⑲）の対象施設かつ障害児（注１）を受け入れている（注２）施設において、主幹教諭等を補助する者（注３）を配置し、地域住民等の子どもの療育支援に取り組んでいるか。 また、障害児施策との連携を図りつつ、障害児教育に関する専門性を活かして、地域住民や保護者からの育児相談等の療育支援に積極的に取り組んでいるか（注４）。（注１）市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。（注２）「障害児を受け入れている」とは、月の初日において障害児が１人以上利用していることをもって満たしているものとし、以降年度を通じて当該要件を満たしているものとすること。（注３）非常勤職員であって、資格の有無は問わない。（注４）取組の例示・施設を利用する気になる段階の子どもを含む障害児について、障害児施策との連携により、早期の段階から専門的な支援へと結びつける。・地域住民からの育児相談等に対応し、専門的な支援へと結びつける。・補助者の活用により障害児施策との連携を図る。・障害児施策との連携により、施設における障害児教育の専門性を強化し、障害児に対する支援を充実　この加算が認定されている場合、基本分単価（⑤）において求められる事務職員及び非常勤事務職員（注）を超えて、非常勤事務職員を配置する利用定員が91人以上となっているか。（注）園長等の職員が兼務する場合又は業務委託をする場合は、配置は不要であること。この加算が認定されている場合、基本分単価（⑤）及び他の加算等の認定に当たって求められる「必要教員数」を超えて、非常勤講師を配置する利用定員が271人以上となっているか。この加算が認定されている場合、基本分単価（⑤）において求められる事務職員及び非常勤事務職員（注）並びに事務職員配置加算（㉒）において求められる非常勤事務職員を超えて、非常勤事務職員を配置する利用定員が271人以上の施設であるか。（注）園長等の職員が兼務する場合又は業務委託をする場合は、配置は不要であること。加算額は、以下の地域の区分に応じて定める額とされているか。一級地　国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）別表に規定する一級地をいう。二級地　国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する二級地をいう。三級地　国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する三級地をいう。四級地　国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する四級地をいう。激変緩和地域　一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和６年法律第72号。以下「改正法」という。）による改正前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する四級地に該当する地域であって、改正法による改正後の国家公務員の寒冷地手当に関する法律に掲げる地域以外の地域をいう。その他地域　一級地～四級地及び激変緩和地域以外の地域をいう。（１）この加算の認定がされている場合、学校教育法施行規則第39条において準用する第66条の規定による評価（以下「自己評価」という。）を実施するとともに、第67条の規定により保護者その他の幼稚園の関係者（幼稚園職員を除く。）による評価（以下「施設関係者評価」という。）を実施し、その結果をホームページ・広報誌への掲載、保護者への説明等により広く公表しているか。　　　施設関係者評価の内容等については、「幼稚園における学校評価ガイドライン」（これに準じて自治体が作成したものを含む。）に準拠し、自己評価の結果に基づき実施するとともに、授業・行事等の活動の公開、園長等との意見交換の確保などに配慮して実施しているか。（２）この加算の認定がされている場合の加算額は、公開保育の取組と組み合わせて施設関係者評価を実施する施設（注）とそれ以外の施設の別に応じて定められた額を、３月初日の利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、３月初日に利用する子どもの単価に加算されているか。（注）幼児期の教育・保育に専門的知見を有する外　部有識者の協力を得て、他の幼稚園・認定こども園・保育所の職員や地域の幼児教育関係者、小学校等の他校種の教員等を招いて行われる公開保育を実施するとともに、当該公開保育に施設関係者評価の評価者の全部又は一部を参加させ、その結果を踏まえて施設関係者評価を行う施設をいう。この加算の認定がされている場合、豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第２条第２項に規定する地域に施設が所在しているか。この加算の認定がされている場合、活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）第23条第1項に規定する降灰防除地域に施設が所在しているか。（１）この加算の認定がされている場合、施設における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ、迅速な避難誘導体制を充実する等の施設の総合的な防災対策を図る取組（注１～３）を行う施設で、以下の事業等を複数実施しているか。ⅰ幼稚園型一時預かり事業（子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの（対象児童は、事業開始月（年度当初から事業を開始する場合は４月又は５月）における平均対象事業が１人以上いること。）。）私学助成の預かり保育推進事業、幼稚園長時間預かり保育支援事業等により行う預かり保育を含む。）ⅱ一般型一時預かり事業（子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの（対象児童は、事業開始月（年度当初から事業を開始する場合は４月又は５月）における平均対象事業が１人以上いること。）。）私学助成の子育て支援活動の推進等により行う未就園児の保育、幼稚園型一時預かり事業により行う非在園児の預かりを含む。）ⅲ満３歳児に対する教育・保育の提供（４月から11月までの各月初日を平均して満３歳児が１人以上利用していること。）ⅳ障害児（軽度障害児を含む。）に対する教育・保供（４月から11月までの間に１人以上の障害児の利用があること。）（注１）取組の実施方法の例示・地域住民等への防災支援協力体制の整備及び合同避難訓練等を実施する。・職員等への防災教育、訓練の実施及び避難具の整備を促進する。（注２）取組に必要となる経費の額 取組に必要となる経費の総額が、概ね１５万円以上見込まれること。（注３）支出対象経費 需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費、食糧費（茶菓）、光熱水費、医療材料費）・役務費（通信運搬費）・旅費・謝金・備品購入費・原材料費・使用料及び賃借料・賃金・委託費（防災訓練及び避難具の整備等に要する特別の経費に限り、教育・保育の提供に当たって、通常要する費用は含まない。）（２）この加算の認定がされている場合の加算額は、定められた額を、３月初日の利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、３月初日に利用する子どもの単価に加算されているか。（３）この加算の適用を受けた施設は、翌年４月末日までに留意事項通知様式３を参考とした実績報告書を市町村に提出しているか。（１）この加算の認定がされている場合、（３）に定めるとおり加算しているか。ⅰ小学校との連携・接続に関する業務分掌を明確にすること。ⅱ授業・行事、研究会・研修等の小学校との子ども及び教職員の交流活動を実施していること。ⅲ小学校と協働して、５歳児から小学校1年生の２年間（２年以上を含む）のカリキュラムを編成•実施していること（小学校との継続的な協議会の開催等により具体的な編成に着手していると認められる場合含む）。（２）この加算の認定がされている場合の加算額は定められた額を、３月初日の利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、３月初日に利用する子どもの単価に加算されているか。（３）次の要件を満たす場合に、それぞれに定められた額を加算しているか。（ア）（１）のⅰ及びⅱのいずれの取組も実施している場合（イ）（ア）に加えて、（１）ⅲの取組を実施している場合（１）この加算の認定がされている場合、食事の提供にあたり、栄養士又は管理栄養士（以下「栄養士等」という。）を活用（注１）して、栄養士等から献立やアレルギー、アトピー等への助言、食育等に関する継続的（注２）な指導を受けているか。（注１）栄養士等の活用に当たっては、雇用形態を問　　わず、嘱託する場合や、栄養教諭、学校栄養職員又は調理員として栄養士等を雇用している場合も対象となる。（２）加算額は、以下に掲げる栄養士等の配置等の形　 態の別に応じ、それぞれに定める計算式により算　 出された額（算定して得た額に10円未満の端数 　　　　 がある場合は切り捨てる。）としているか。（ア）配置（注１） 定められた基本額に当該加算に係る処遇改善等加算（区分１及び区分２）の単価に同加算の加算率の算定で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とする。（イ）兼務（注２） 定められた基本額に当該加算に係る処遇改善等加算（区分１及び区分２）の単価にⅢの１（２）で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とする。（ウ）嘱託（注３） 定められた基本額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とする。（注１）本加算に係る栄養士等が雇用契約等により配置されている場合をいい、兼務に該当する場合を除く。（注２）基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる職員（給食実施加算（⑭又は⑭’）の適用施設（８．（３）（ア）の場合に限る。）において雇用等される調理員を含む。）が本加算に係る栄養士等としての業務を兼務している場合をいう。（注３）配置又は兼務に該当する場合を除き、本加算　　　に係る栄養士等としての業務を嘱託等する場合をいう。（１）この加算の認定がされている場合、「幼稚園における学校評価ガイドライン」等に沿って、第三者評価を適切に実施することが可能であると市町村が認める第三者評価機関（又は評価者）による評価（行政が委託等により民間機関に行わせるものを含む。）を受審し、その結果をホームページ等により広く公表しているか。（２）この加算の認定がされている場合の加算額は、定められた額を、３月初日の利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、３月初日に利用する子どもの単価に加算されているか。 | [ ] 適[ ] 否[ ] 適[ ] 否[ ] 適[ ] 否[ ] 適[ ] 否[ ] 適[ ] 否[ ] 適[ ] 否  [ ] 適[ ] 否[ ] 非該当[ ] 適[ ] 否[ ] 非該当[ ] 適[ ] 否[ ] 非該当[ ] 適[ ] 否[ ] 非該当[ ] 適[ ] 否[ ] 非該当[ ] 適[ ] 否[ ] 非該当[ ] 適[ ] 否[ ] 非該当[ ] 適[ ] 否[ ] 非該当[ ] 適[ ] 否[ ] 非該当[ ] 適[ ] 否[ ] 非該当[ ] 適[ ] 否[ ] 非該当[ ] 適[ ] 否[ ] 非該当[ ] 適[ ] 否[ ] 非該当[ ] 適[ ] 否[ ] 非該当[ ] 適[ ] 否[ ] 非該当[ ] 適[ ] 否[ ] 非該当[ ] 適[ ] 否[ ] 非該当[ ] 適[ ] 否[ ] 非該当[ ] 適[ ] 否[ ] 非該当[ ] 適[ ] 否[ ] 非該当[ ] 適[ ] 否[ ] 非該当[ ] 適[ ] 否[ ] 非該当該当施設なし該当施設なし[ ] 適[ ] 否[ ] 非該当 [ ] 適[ ] 否[ ] 非該当[ ] 適[ ] 否[ ] 非該当[ ] 適[ ] 否[ ] 非該当[ ] 適[ ] 否[ ] 非該当[ ] 適[ ] 否[ ] 非該当[ ] 適[ ] 否[ ] 非該当[ ] 適[ ] 否[ ] 非該当[ ] 適[ ] 否[ ] 非該当 | 「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」（こ成保2957文科初第233号令和7年4月11日）。以下「留意事項通知」という。）別紙１　Ⅰ１．留意事項通知別紙１　Ⅰ２．留意事項通知別紙１　Ⅰ３．留意事項通知別紙１　Ⅰ４．留意事項通知別紙１Ⅱ１．（１）留意事項通知別紙１Ⅱ１．（２）留意事項通知別紙１Ⅲ１．（１）留意事項通知別紙１Ⅲ２．（１）留意事項通知別紙１Ⅲ３．（１）留意事項通知別紙１Ⅲ４．（１）留意事項通知別紙１Ⅲ５．（１）留意事項通知別紙１Ⅲ６．（１）留意事項通知別紙１Ⅲ７．（１）留意事項通知別紙１Ⅲ８．（１）留意事項通知別紙１Ⅲ９．（１）留意事項通知別紙１Ⅲ１０．（１）留意事項通知別紙１Ⅲ１１．（１）留意事項通知別紙１Ⅳ１．（１）留意事項通知別紙１Ⅴ１．（１）留意事項通知別紙１Ⅵ１．（１）留意事項通知別紙１Ⅵ２．（１）留意事項通知別紙１Ⅵ３．（１）留意事項通知別紙１Ⅵ４．（１）留意事項通知別紙１Ⅵ５．（１）留意事項通知別紙１Ⅵ６．（１）留意事項通知別紙１Ⅵ７．（２）留意事項通知別紙１Ⅵ８．（１）留意事項通知別紙１Ⅵ８．（３）留意事項通知別紙１Ⅵ９.（１）留意事項通知別紙１Ⅵ10.（１）留意事項通知別紙１Ⅵ11．（１）留意事項通知別紙１Ⅵ11．（３）留意事項通知別紙１Ⅵ11．（４）留意事項通知別紙１Ⅵ12．（１）留意事項通知別紙１Ⅵ12．（３）留意事項通知別紙１Ⅵ13.（１）留意事項通知別紙１Ⅵ13．（３）留意事項通知別紙１Ⅵ14．（１）留意事項通知別紙１Ⅵ14．（３） | 教育・保育給付費請求書教育・保育給付費請求書職員名簿学級担任表勤務割表（ﾛｰﾃｰｼｮﾝ表）等【各加算共通】加算認定申請書加算承認書教育・保育給付費請求書辞令出勤簿給与台帳休暇簿職員名簿学級担任表勤務割表（ﾛｰﾃｰｼｮﾝ表）等職員名簿学級担任表勤務割表（ﾛｰﾃｰｼｮﾝ表）等職員名簿学級担任表勤務割表（ﾛｰﾃｰｼｮﾝ表）等職員名簿学級担任表勤務割表（ﾛｰﾃｰｼｮﾝ表）等職員名簿学級担任表勤務割表（ﾛｰﾃｰｼｮﾝ表）等運行計画書運行経路図送迎実施状況資料献立表委託契約書（委託の場合）監査実施契約書等監査報告書献立表（１号認定こどもへの提供日数がわかるもの）主幹教諭が学級担任をしていないことがわかる園全体の事務分掌、組織体制図等地域の子育て支援活動等の実施状況等が分かる資料療育支援の取組に関する資料 評価の実施状況が わかる資料事業実績報告書領収書教育課程表協議会議事録等活動状況確認表栄養士の嘱託契約又は配置が確認できる書類（雇用契約書等）栄養士証(写)評価機関との契約書評価結果報告書広報･ホームページ等 |